③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」―「契約書様式」―「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑲　工事の実施形態（①工事対象）　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの品質確保を目的として、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用における受発注者間の情報共有において「段階モデル確認書」を活用する試行工事である。

⑳　工事の実施形態（②工事対象）　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの品質確保を目的として、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用における受発注者間の情報共有において「段階モデル確認書」を活用する試行工事である。

㉑　間接工事費の実績変更方式の試行（②工事対象）　地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ最終精算変更時点で設計変更することが出来る試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

㉒　本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」を開示する試行工事である。

㉓　本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上（省人化）の取組を評価する試行対象工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事の令和３・４年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和３・４年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成19年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成19年度以降に元請けとして以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。

【企業】

同種工事：下記の㋐から㋓の要件をすべて満たす施工実績を有すること。ただし、下記の㋐から㋓の工事は同一工事（同一橋梁）とする。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事であること。

㋑　下記の１）から３）の形式を満足するＰＣ橋、またはアーチ形式のＰＣ橋であること。

	適否		適否
単純桁	×	連結桁	×
連続桁	○		

１）桁形式

	適否		適否
中空桁	×	Ｉ・Ｔ桁	×
箱桁	○		

２）断面形式

	適否		適否
床版橋	×	桁橋	○
ラーメン橋	○		

３）構造形式

㋒　最大支間長が55m以上であること。

㋓　架設工法が張出し架設工法であること。

【技術者】

同種工事：下記の㋑から㋖の要件をすべて満たす施工実績を有すること。ただし、下記の㋑から㋖の工事は同一工事（同一橋梁）とする。

㋑　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事であること。

㋒　下記の１）から３）の形式を満足するＰＣ橋、またはアーチ形式のＰＣ橋であること。

	適否		適否
単純桁	×	連結桁	×
連続桁	○		

１）桁形式

	適否		適否
中空桁	×	Ｉ・Ｔ桁	×
箱桁	○		

２）断面形式

	適否		適否
床版橋	×	桁橋	○
ラーメン橋	○		

３）構造形式

㋓　架設工法が張出し架設工法であること。

⑸　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事において申請できる技術者は２名までとする。（入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は２名までとし、３名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成19年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。